

平成23年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会会議録目次

開 会	-2-
開 議	-2-
日程第1 新議員の議席の指定について	-3-
日程第2 議席の一部変更について	-3-
広域連合長あいさつ	-3-
日程第3 会期の決定について	-4-
日程第4 副議長の選挙について	-4-
日程第5 議会運営委員会委員の選任について	-5-
日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について	-5-
日程第7 議案第8号から議案第9号までの一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	-6-
日程第8 議案第10号から議案第11号までの一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決	-8-
○23番(河野 広子君)	-9-
日程第9 会議録署名議員の指名について	-12-
閉 会	-12-

平成23年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会（第1号）

議事日程（第1号）

平成23年8月3日 午前10時00分開会

- 第1 新議員の議席の指定について
- 第2 議席の一部変更について
- 第3 会期の決定について
- 第4 副議長の選挙について
- 第5 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第7 議案第8号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて
議案第9号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
以上、2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第8 議案第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成22年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号）
議案第11号 平成23年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
以上2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第9 会議録署名議員の指名について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 新議員の議席の指定について
- 日程第2 議席の一部変更について
- 日程第3 会期の決定について
- 日程第4 副議長の選挙について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第7 議案第8号 大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて
議案第9号 大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて
以上2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第8 議案第10号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
・平成22年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第4号）
議案第11号 平成23年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）
以上2議案の一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決
- 日程第9 会議録署名議員の指名について

出席議員 (25人)

1番	河野博文	2番	藤原三治
3番	佐藤二郎	4番	須賀彰雄
5番	吉田眞津子	6番	利光直人
7番	渡辺一文	8番	河野康臣
9番	鈴木六朗	10番	明石光子
11番	渡辺龍太郎	12番	小谷栄作
13番	藤原一弘	14番	高司政文
15番	矢野哲丸	16番	古田京太郎
17番	草野修一	18番	田上征人
19番	三重忠昭	20番	荒金卓雄
22番	今山裕之	23番	河野広子
24番	長田教雄	25番	河内正直
26番	指原健一		

欠席議員 (1人)

21番 福崎智幸

出席した事務局職員

事務局書記長	勝田憲治	事務局書記	村上孝徳
総務課主査	秋場匠	事業課主任	長尾雄二

説明のため出席した職員

広域連合長	釘宮馨	副広域連合長	浜田博
副広域連合長	坂本和昭	事務局長	惣川一昭
会計管理者	中尾啓治	総務課長	中村正司
事業課長	神博之	会計室長	谷村幸治
総務課係長	増田守人	事業課係長	川野登志郎
事業課係長	財津智昭		

議事の経過

開 会

○議長 (長田 教雄君) おはようございます。

ただ今の出席議員は、定足数に達しておりますので、平成23年第1回臨時会を開会いたします。

午前10時00分開会

開 議

○議長 (長田 教雄君) ただちに会議を開きます。

○議長（長田 教雄君） 日程に先立ちまして、ご報告いたします。

お手元に配布している諸般の報告のとおり、議会閉会中に4名の議員から議員辞職届が提出されました。そこで、地方自治法第292条の規定により準用する地方自治法第126条の規定に基づき、議長において辞職を許可いたしましたことをご報告いたします。

また、関係市町村の議会の議員としての任期満了により、9名の議員が交代されましたことをご報告いたします。

日程第1 新議員の議席の指定について

○議長（長田 教雄君） 日程第1、新議員の議席の指定を議題といたします。

今回、ご当選になりました14名の議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、お手元の議席表のとおり指定いたします。

日程第2 議席の一部変更について

○議長（長田 教雄君） それでは、日程第2、議席の一部変更を議題といたします。

今回、新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○書記長（勝田 憲治君） それでは、朗読いたします。

24番 長田教雄 議員

25番 河内正直 議員

以上でございます。

○議長（長田 教雄君） おはかりいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

ただいま決定いたしました議席にお着席願います。

〔議席変更議員、変更議席に着席〕

○議長（長田 教雄君） ここで、広域連合長より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

釘宮磐広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇） 平成23年大分県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたび、第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、ご多忙の中、ご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。また、今回新しく、広域連合議員となられた議員におかれましては、今後とも、ご指導方よろしくお願い申し上げます。

私、このたび、5月に実施されました選挙の結果、再度広域連合長に就任をいたしました。これから

も構成市町村と連携を図りながら、被保険者が安心して医療が受けられるように円滑な制度運営を行ってまいり所存でございますので、どうぞ皆さま方のご助言、ご指導をよろしくお願いを申し上げます。

さて、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災でございますが、今回の大地震で亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りいたします。私どももそれぞれの立場で、今後とも支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

大分県には、被災地より避難され、新たに被保険者となられた方が6名いらっしゃいます。医療機関で支払います一部負担金、また、保険料につきましては、免除、減免の措置をとらせていただいております。

次に、後期高齢者医療制度に代わる高齢者のための新しい医療制度についてでございますが、昨年12月に出されました最終取りまとめには、各方面から異論が出され、その後の社会保障と税の一体改革の議論に委ねられました。6月末に政府・与党社会保障改革検討本部が社会保障改革案を発表いたしました。が、混迷する政局の中、新制度の導入に向けた道筋は、極めて不透明な状況でございます。

被保険者に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることが第一義であると考えておりますので、今後の議論の推移を見守るとともに、全国後期高齢者医療広域連合協議会などを通じまして、当広域連合の意見を申し上げてまいりたいと考えております。また、当然のことながら、現行制度につきましては、高齢者の方々が安心して医療が受けられますよう円滑な運営を行ってまいり所存でございます。議員の皆様方のさらなるご協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて臨時会では、平成23年度広域連合特別会計補正予算（案）等を付議事項として提案しておりますので、どうか慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。私のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（長田 教雄君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。

今臨時会の会期は、本日1日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙について

○議長（長田 教雄君） 日程第4、副議長の選挙についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

副議長に佐藤二郎議員を指名いたします。

ただいま、指名いたしました、佐藤議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、佐藤二郎議員が、副議長に当選をいたしました。

佐藤議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

この際、副議長に就任のごあいさつをお受けしたいと思えます。佐藤副議長、前方の演壇へ登壇願います。

○副議長（佐藤 二郎君）（登壇） ただいま、ご推挙いただきました、佐藤二郎でございます。副議長就任に当たり、一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。

ただいま、皆様より副議長にご推挙いただき誠にありがとうございます。

私は、平成22年4月に日出町議会より、この広域連合議会に選出され、約1年4ヶ月を経過したところでございます。

後期高齢者医療制度につきましては、制度の施行以来、国民より多くの批判、ご意見がございました。広域連合議員として、県下の高齢者のため、制度の健全な運営に対する責務の重大さを改めて感じています。現在、政権交代により、本制度の廃止に向け議論が進み、その後新たな高齢者医療制度の創設について検討が行われているところでございます。広域連合議会といたしましても、現制度の安定運営及び良い新制度の創設に向け取り組んでいかなければならないと考えております。今後は、議員の皆さん、また関係者の皆さん方のご指導、ご鞭撻を賜りながら副議長の職務に尽力してまいる所存でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げ、就任のあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第5、大分県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。議会運営委員会の委員3名の欠員については、議会委員会条例第5条の規定により、お手元の選任表のとおり指名いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員選任名簿

（欠員3名に対して選任）

役職	氏名	市町村名
委員	須賀 彰雄	姫島村
同上	矢野 哲丸	佐伯市
同上	指原 健一	大分市

日程第6 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第6、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、別々に行うことになっておりますので、まず、選挙管理委員の選挙から行います。

おはかりいたします。

本選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定いたしました。

お手元に配布のとおり、選挙管理委員に、岡村邦彦氏、葛西満里子氏、植田幹男氏、高野雅之氏、以上4名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の4名の方々が選挙管理委員に当選されました。

次に、補充員の選挙を行います。

補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選によることとし、議長において指名することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、補充員の選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定いたしました。

補充員に、姫野邦裕氏、安部弘明氏、丸山礼子氏、加茂公美氏、以上4名を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の4名の方々が補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序につきましては、ただいま議長において指名しました順序にいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、補充の順序は、議長において指名した順序とすることに決定いたしました。

日程第7 議案第8号から議案第9号までの一括上程 提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。議案第8号、議案第9号の2議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇） 本日ここに、平成23年第1回臨時会を開催し、提出いたしました諸議案のご審議をお願いするに先立ち、その概要についてご説明申し上げます。

まず、議案第8号につきましては、人事案件でございます。大分県後期高齢者医療広域連合副広域連

合長の選任につきまして、本案のとおり議会のご同意を求めるものでございます。

副広域連合長の選任につきましては、広域連合規約第13条においてその任期は、関係市町村の長としての任期によると規定されていることから、浜田博氏の別府市長としての任期が、4月29日をもって満了となったことに伴い、空席になっている副広域連合長に、浜田博別府市長を再任いたしたく、今回提案させていただいたところでございます。

次に、議案第9号につきましても、人事案件でございます。大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につきまして本案のとおりご同意を求めるものでございます。

監査委員の選任につきましては、広域連合規約第16条第3項において、その任期は、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期によると規定されていることから、3月15日をもって広域連合議員を辞職した高橋弘巳氏の後任として、河内正直氏を選任いたしたく、今回提案させていただいたところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） ただいま一括上程いたしました2議案は、会議規則第37条第2項の規定により、ただちに逐号審議いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。

よつてただちに逐号審議することに決定いたしました。

最初に、議案第8号、副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、浜田博副広域連合長の出席を求めることにいたします。

〔浜田博副広域連合長入場・着席〕

○議長（長田 教雄君） この際、ただいま副広域連合長の選任に同意を得られました浜田 博副広域連合長から、ごあいさつをお受けしたいと思います。

○副広域連合長（浜田 博君）（登壇） 皆さん、おはようございます。

別府市長の浜田博と申します。議長のお許しを得まして、ごあいさつを申し上げたいと思ひます。このたび、議員の皆様から副広域連合長の選任にご同意いただきまして厚くお礼を申し上げます。就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私は平成19年3月に開催されました、広域連合議会第1回臨時会において副広域連合長に選任され、後期高齢者医療制度が施行されました平成20年4月以降も、国民からの厳しい批判を受ける中で、市町村から選出された議員の皆様方、また釘宮広域連合長からのご指導をいただきながら制度の円滑な運営に努力をしております。3年が経過した現在では、制度の運営も落ち着いていると感じておりますが、ご存知のとおり、後期高齢者医療制度を廃止して、75歳以上の方々再び国民健康保険または会社の健康保険等に戻るという新たな高齢者医療制度が提案されているわけでございます。しかしながら、政局の混迷、さらには都道府県をはじめとした地方自治体の理解が得られないということもありまして、後期高齢者医療制度の廃止、新たな高齢者の医療制度の創設時期がいつになるのか非常

に不明確であります。このような状況であります。これからも現行制度の健全な運営に向けまして、議員の皆様方のご指導、またご支援を賜りながら、副広域連合長職務に尽力していく所存でございます。よろしくお願ひ申し上げましてあいさついたします。ありがとうございました。

○議長（長田 教雄君） 次に、議案第9号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任関し議会の同意を求めることについてを議題といたします。

本件は地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、河内 正直議員の退場を求めます。

〔河内 正直議員退場〕

○議長（長田 教雄君）

本案について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議員の入場を求めます。

〔河内正直議員入場・着席〕

日程第8 議案第10号から議案第11号までの一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（長田 教雄君） 次にまいります。

議案第10号から議案第11号までの2議案を一括上程いたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

釘宮磐広域連合長。

○広域連合長（釘宮 磐君）（登壇） 続きまして、議案第10号、平成22年度特別会計第4号補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ8億3,263万3千円を減額し、補正後の予算総額を1,629億2,640万7千円にしたものでございます。

その主なものとしましては、歳入では、療養給付費等国庫負担金3億5,220万円の減額をはじめとして国や県及び支払基金等に係る療養給付費負担金の交付決定等が行われたことに伴い、減額をしております。

歳出でも同様に実績に基づき療養給付費等の保険給付費を全体で24億3,929万2千円減額しております。

なお、議案第10号につきましては、交付金、補助金の決定に伴い、平成23年3月31日付けをもって専決処分いたしましたもので、報告し、承認を求めます。

次に、議案第11号、平成23年度特別会計第1号補正予算につきましては、24億3,551万9千円を増額し、補正後の予算総額を1,706億5,193万円にしようとするものでございます。

その主なものとしましては、歳入では、市町村支出金には、平成22年度繰越分に係る保険料負担金3,224万円を増額し、国庫支出金には、特別収納対策事業市町村補助金に係る国庫補助金の内示を受けたことにより、208万9千円を増額しております。

また、繰越金では、平成22年度決算剰余金が、約44億円生じる予定であることから、24億71万6千円を増額となっております。

なお、国等への返還金などを差し引いた純繰越額は、約36億3,400万円となっております。

歳出の総務費では、国からの補助を受け、特別収納対策事業費として、208万9千円を増額し、諸支出金では、平成22年度の療養給付費等の確定に伴い、国、県、支払基金等の返還金として、7億6,613万6千円を計上いたしております。

以上をもちまして、提出しました諸議案の説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、なにとぞ慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長田 教雄君） それでは、これより、議案第10号、議案第11号までの2議案について一括して質疑を行います。

これより、質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許可します。

23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） おはようございます。23番、大分市議会選出、日本共産党の河野広子でございます。質疑通告いたしました、議案第11号、平成23年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算第1号について質問をさせていただきます。

大きく2点について伺います。1点目は、歳入についてです。歳入のうちの最初、繰越金の補正額24億71万6千円の要因について伺います。

2番目に保険料の収納状況について、未収納分、普通徴収の件数と要因について伺います。被保険者に対する軽減措置、対象人数や軽減額の推移についても伺います。

2点目は歳出についてですが、諸支出金、療養給付費等返還金の7億6,613万6千円の要因について伺います。よろしく願いいたします。

○議長（長田 教雄君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） それでは、ただ今の河野議員のご質問の1点目の繰越金額の補正額の要因についてお答えをいたします。

平成22年度の決算の見込みから、今回の補正で、繰越金として、24億71万6千円を計上をし、計44億71万6千円とさせていただきます。この後、平成22年度療養給付費等の確定に伴いまして、国、県、支払基金への返還金が、7億6,613万6千円となりますことから、純繰越額は36億3,458万円となっております。同様に平成21年度は、決算剰余金が、59億7千万1千円ございまして、返還金が、21億6,764万4千円を差し引いた純繰越金は、38億532万7千円ございました。純繰越金だけを比較しますと1億7千万円ほど減少しております。こうした繰越金が生じる主な要因は、平成22年度の1人当たりの給付費の見込みを91万9,625円としておりましたが、決算の見込みでみると1人当たりの給付費は91万1,753円と7,872円低くなっていることがございます。これは、インフルエンザの流行等、不測の事態が生じた場合、多額の給付費が発生することが予測されますが、最終的にはその影響が生じなかったことが一番の要因と考えております。ただ1人当たりの給付費は伸びておりますことから昨年に比べて純繰越金は若干減額となっているものでございます。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 神事業課長。

○事業課長（神 博之君） それでは、保険料の収納状況についてお答えいたします。

平成22年度の後期高齢者医療保険料収納率は、現年度分が99.23%で、対前年0.11ポイントの増加となっており、各構成市町村における収納対策の取組みの成果が出た結果であると考えております。過年度分も95.26%と対前年2.26ポイントの増加となっておりますが、滞納繰越分は38.63%で対前年10.18ポイントの減少となっております。

未収の件数ですが、滞納者数に関しては、全体で3,588人、うち現年度分が2,290人、過年度分が64人、滞納繰越分が1,988人となっております。期割件数でいうと現年度分8,300件、過年度分75件、滞納繰越

分9,320件となっております。

未収となった要因については、滞納者各個人の様々な都合によるものであり、一概に何が要因であるかは特定できませんが、大分県全体で99%を超える高い収納率を確保していることから、共通的な要因というよりは、個別の多様な要因によるものであると推察しております。

次に、ご質問のあった保険料の軽減措置の状況ですが、平成22年度確定賦課時点で、均等割の9割軽減3万9,895人、8.5割軽減2万9,417人、5割軽減4,712人、2割軽減1万643人で、これに実質均等割9割軽減となる被扶養者軽減2万6,121人を合計すると11万788人となり、全体の16万9,567人中、65.34%の方が均等割の軽減を受けていることとなっております。これを平成23年度確定賦課時点と比較すると全体で65.72%となり、さらに均等割軽減を受ける方の割合は0.38ポイント増加しております。

また、所得割の2分の1軽減については、平成22年度確定賦課時点で1万3,269人、全体の7.82%となっており、これも平成23年度確定賦課時点では全体で8.06%とその割合は0.24ポイント増加しています。

保険料の軽減額については、平成22年度確定賦課時点で、均等割軽減が約41億8,600万円、所得割軽減が1億5,800万円の総額約43億4,400万円となります。これが平成23年度確定賦課時点では、均等割軽減が約42億7,300万円、所得割軽減が約1億6,700万円で、総額約44億4,400万円となり、この1年間で約1億円軽減総額が増えていることとなっております。これは、大分県全体で後期高齢者の方の所得の減少が見られるためですが、大分県は比較的、年金所得者が多いため、あまり景気の影響は見られませんが、それでも減少傾向は避けられず、こうした低所得者にとっては、この軽減措置が非常に重要な施策となっております。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 中村総務課長。

○総務課長（中村 正司君） 3点目の療養給付費等返還金7億66,13万6千円の要因についてお答えいたします。

まず、療養給付費等返還金の内訳ですが、国に約3億100万円、県に約1億900万円、支払基金に約3億5,600万円となっております。また、ご案内のように、後期高齢者医療制度では、その財源の8割以上を国、県、支払基金からの負担金及び交付金で賄っております。これらの負担金及び交付金は、毎年、年度当初に広域連合から前年度の医療費等の実績に当該年度の医療費の伸び率等を見込んで交付申請を行っております。この交付申請を受け、国、県、支払基金では、その後の当該年度の医療費等の実績を勘案し、必要に応じ交付決定の変更を行い、翌年の1月末から3月にかけて最終的に交付決定を行っております。そして、当該年度の国保連合会の審査が完了し、医療費等の額が最終的に確定した後、すなわち翌年度の4月末から6月にかけて広域連合から国等へ実績報告を行い、それに基づいて精算を行うことになり、交付額が実績額を超過している場合は超過分を返還するという手続きとなります。

この負担金や交付金は、はじめに申しましたように後期高齢者医療制度の財源の8割以上を占めており、財源不足等により広域連合の財政運営に支障をきたさないように、国、県、支払基金が毎年交付決定を行っているところでございますが、全体としての医療給付費の実績額が国等により最終的に決定された交付額よりも下回ったことにより、精算に伴う返還金が生じているものでございます。

なお、この約7億6,000万円の返還金の額は、国、県、支払基金に係る平成22年度医療給付費等の交付金総額約1,149億6,000万円の約0.67%に相当するものでございます。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） 再質問をさせていただきます。繰越金、実質黒字についてですけども、36億3,400万円の実質黒字というところでは、1人当たり、加入者の1人当たり計算してみたら2万円を超えるという額になりますけども、次年度についての算定に当たって、どのように反映されていくのかと

いう点については伺いたいと思います。初めてということで私も必要な経費は多く見るのは当然だというふうに考えていますけれども、その額がどの程度が妥当であるかという点についてはまだ把握をしていませんので伺いたいと思います。

それから、保険料収納の状況について、詳しく教えていただきましたけれども、滞納分についても、かなりの人数と額が言われましたけれども、保険証の未交付といいますか、これを理由に保険証を渡さないという実態があるかないかという点は確認をさせていただきたいと思います。

それから歳出についてですけども、詳しく伺いましたし、また22年度分の決算についても次回の議会に教えていただきながら伺いたいというふうに思います。しかしながら参考までに伺いたいことがあります。教えていただきたいと思いますが、議事録を見ましたけれども、前任議員が問題にして聞いていた高額介護合算療養費の未申請の分です。これについて答弁は23年の1月末時点で85%。そして23年の6月から7月にかけて、だから先月、先々月にかけて再勧奨の通知を出すというふうに答弁をされています。この点については、確認をさせていただきたいというか、実績の報告を求めたいと思います。以上です。

○議長（長田 教雄君） 惣川事務局長。

○事務局長（惣川 一昭君） 私の方から繰越金について、来年度どのように反映をされるかという質問についてお答えをいたします。もうすぐ来年度保険料の改定時期に入りますけども、2年前の前回の保険料の改定時期は、剰余金が23億6,000万ほどございまして、これを活用して、保険料の上昇抑制の財源といたしました。おかげをもちまして、保険料の増額はなかったわけですけども、恐らくこの次の24年、25年度の保険料の改定時期にも剰余金を活用して保険料の抑制に活用していきたいというふうに考えております。1つ具体的に申しますと、財政運営を2年間としている関係で、保険料率は2年間変更しないわけですけども、一方医療費の方は右肩上がりですり上昇しておりますので、財政運営2年目となります23年度は保険料がその分不足を生じるということになります。その財源として剰余金を充てておりまして、2年前の推計では約13億2,000万円、剰余金が無いと逆に不足を生じるということで、毎年、剰余金は10億円以上発生するというので保険料率を上げずに運用しております。36億円ございまして、今年度の状況によるんですが、改定時期には活用できるのではないかと思います。この額は妥当かどうかという話なんですけども、この推計が中々難しいところございまして、国の方からも一定の指針が示されますが、多少低く見積もられているところございまして、算定にはインフルエンザとか熱中症といったものの流行であるとか、診療報酬の改定、最近では、高度医療の進歩によりまして、医療費が高騰しているとか、気候の変動といった色んな要素がございまして、そういったもので不足が生じないように見込んでいまして、36億というのはこちらとしては妥当なところに収まっているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 神事業課長。

○事業課長（神 博之君） それでは、まず、第1点の保険証を渡さないという実態はあるかということでございますが、保険証は渡さない実態はまずありません。ただし、短期証の更新手続きをされなくて有効期限切れになっている、または居所不明者も含めて保険証を渡せなかったという状態は発生することはございます。ただしこうした方については年1回の年次更新、短期証になりますけども、3ヶ月の有効期間の保険証を差し上げていることになっております。

また第2点の高額介護療養費の再勧奨に関する件につきましては、23年7月の再勧奨については1,500人程度になりましたけれども発送しております。以上でございます。

○議長（長田 教雄君） 23番、河野議員。

○23番（河野 広子君） ありがとうございます。黒字分の次年度への保険料軽減等については、24年度がまた新たに改定時期になってくるとは思いますけど、大分県の場合は所得割についても、均等割についても、全国レベルで見れば上位と、1人当たりの保険料については、26位と説明資料でありましたけれども、やはり、所得が低い、収入がない高齢者の保険料軽減に努力をしていただけますようお願いをしておきたいと思えます。また改めて決算審査の時に伺いをしたいというふうに思えます。

それから、最後にお伺いをした、高額介護合算療養費の請求の件ですけども、1月時点から件数的には伸びがあったのでしょうか。その点について伺いをして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（長田 教雄君） 神事業課長。

○事業課長（神 博之君） 高額の再勧奨の分でございますが、約80人、手元に資料がございませんので、確定的な件数はお答えしかねますが、80人から100人程度の申請があつているということでございます。以上です。

○議長（長田 教雄君） 以上で通告による質疑を終結いたします。

それでは、討論の通告はございませんので、これより、議案第10号、議案第11号の2議案について一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。議案第10号、議案第11号の2議案については原案のとおり承認、可決されました。

日程第9 会議録署名議員の指定について

○議長（長田 教雄君） 次に、日程第9、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、11番、渡辺龍太郎議員、16番、古田京太郎議員のご兩名を指名いたします。

おはかりいたします。

本臨時会において議決されました各案件については、その条項、字句その他の整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

閉 会

○議長（長田 教雄君） 以上で、今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

今期臨時会はこれをもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長田 教雄君） ご異議なしと認めます。よって、平成23年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

午前10時48分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成23年8月3日

大分県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 長 田 毅 雄

署名議員 渡 辺 龍 太 郎

署名議員 古 田 京 太 郎